

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(河北交通圏)に係る審議(3回目)

1. 日 時

令和3年7月1日(木) 10時30分～10時50分

2. 場 所

Web会議(Teams)

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

河野康子、山田攝子、和田貴志、二村真理子

<国土交通省>

事案処理職員:運輸審議会審理室 北間、町田

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和3年6月22日(火)の討議を踏まえた答申案及び答申案に付す要望事項案について説明を聴取した後、審理の結果、河北交通圏は令和3年9月1日から令和6年8月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することは適当である旨答申することとした。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。